

飯田圏域大規模氾濫減災協議会幹事会結果及び質疑

日時：平成 30 年 2 月 28 日(水) 午前 11 時～12 時

場所：飯田合同庁舎講堂（301 号会議室）

(1) 飯田圏域大規模氾濫減災協議会規約(案)の承認について

- ・第 4 条の阿智川の漢字を修正
- ・別表-1 の飯田警察署と阿南警察署の代表者を署長に修正

幹事会の意見特に問題なし → 施行日を平成 30 年 2 月 28 日とする。

(2) 飯田圏域の減災に係る取組方針(案)の承認について

- (p.3)飯田警察署と阿南警察署の代表者を署長に修正
- (p.8)○気象庁 HP や～ を追加
- (p.9)○「避難勧告等に関するガイドライン」 古い資料名の修正
 - (7)避難等の判断に必要な～ を追加
 - 「河川砂防情報ステーション」 古い名前を修正
- (p.15)取組機関で気象台を追加

幹事会の意見特に問題なし → 取組方針を平成 30 年 2 月 28 日から有効とする。

(3) 質疑

Q.要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練義務化は保健福祉事務所と協議したのか。

A.水防法と土砂災害防止法の改正により、リスクの高い区域にある施設については義務化された。

Q.取組方針の p.8 以降の表のアルファベットは何か。

A.天竜川水防連絡会の取組での記載を参照している。

Q.規約の附則は 1 条から振り直すのでは無いのか。

A.確認をする。(訂正しました)

(4) 今後の予定

天竜川水防連絡会との合同協議会を平成 30 年 4 月 17 日(火)に予定しています。
時間・場所等詳細につきましては、改めて通知します。